

# 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第174号）の概要

平成28年改正特定商取引法を踏まえて**業務禁止命令の対象となる使用人の範囲を定めるとともに、美容医療契約を特定継続的役務提供の対象に追加する。**

## 1. 悪質事業者への対応の強化

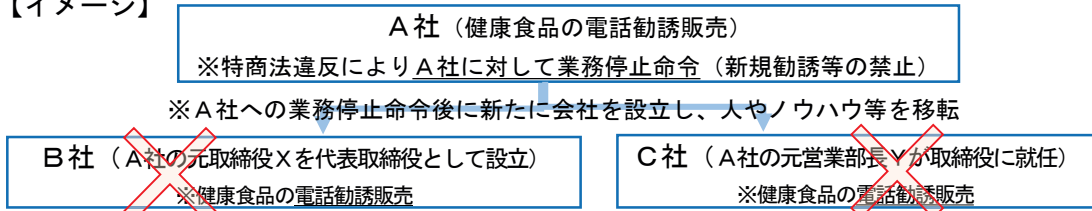
### ○業務禁止命令の対象となる使用人の範囲の確定（第3条の3）

・平成28年改正法で新設された業務禁止命令の対象は、業務停止命令を課される事業者の役員（例：取締役）と「政令で定める使用人」とされている。

→「政令で定める使用人」として、

- ①営業所等の業務を統括する者（例：営業所長）
- ②業務停止命令の対象となる業務を統括する者（例：外販部長）を規定する。

【イメージ】



### ○立入検査等の対象となる「密接関係者」の拡大（第17条の2）

・特商法では業務停止命令等の対象となる事業者に加え、事業者と密接な関係を有する者として政令で定める者（「密接関係者」、例：エステで使用する化粧品を販売する者）も立入検査等の対象とされている。

→親会社が勧誘方法の指示をしている場合もあることを踏まえ、「密接関係者」として、**事業者の親会社・子会社等を追加する。**

（※）このほか平成28年改正法等を踏まえて所要の規定を整備。施行日は**平成29年12月1日**（改正法の施行日）。

（※※）主務省令の改正（例：SNSのメッセージ機能により営業所等に誘引した者に対する販売を訪問販売の規制に追加（施行規則第11条の2））によって、消費者委員会の答申事項を実施。

## 2. 美容医療契約の追加（別表第4等）

・特商法の特定継続的役務提供は、一定の期間以上継続して行われる特定の役務であり、クーリング・オフ等が可能。具体的な役務（例：エステ）、提供期間（1か月超）、金額（5万円超）等を政令で規定している。

→消費者委員会の答申を踏まえ、相談件数等も勘案し、一定の**美容医療契約を特定継続的役務提供の対象に追加する。**

→具体的には、1か月を超えて継続して行われる美容医療契約のうち、

- ①脱毛
  - ②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去
  - ③肌のしわ・たるみ取り
  - ④脂肪の溶解
  - ⑤歯の漂白
- 等について、主務省令で定める方法（例：光の照射、薬剤の注射）によるものを追加する。